

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律施行令案要綱

第一 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める動物は、犬及び猫とすること。
（第一条関係）

第二 法第六条の規定は、愛がん動物用飼料の輸出のための製造、販売又は輸入については、適用しないこと。
（第二条関係）

第三 この政令は、法の施行の日（平成二十一年六月一日）から施行すること。
（附則第一条関係）

第四 農業資材審議会令の一部を改正すること。
（附則第二条関係）